

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年5月7日

今治市監査委員 木原盛展
同 近藤博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
建設部 建設政策局 道路課	令和8年3月31日
<p>蔵敷唐子台線路側改良工事 (監査の結果) (意見)</p> <p>1 積算業務は当該部署で担当者が積算システムを用いて行った後に、経験豊富な職員がそれぞれ異なった視点と確認内容でチェックリストを基に精査・確認しているとの説明を受けたものの、「誰が、どこを、どのように」確認したのか、また、どの項目を修正したのかが記録として残されていなかったため、確認方法をマニュアル化するとともに、精査結果の記録を残すことで、技術的なノウハウの蓄積と技術の伝承、積算精度及び信頼性、透明性の向上を図られたい。</p> <p>2 施工計画書作成にあたっては、マニュアルに基づく記載に加えて、重点的な管理が求められる工種、または特殊な作業（普段では施工しない作業等）を重視して、メリハリを付けて受発注者間で施工上の課題や管理のポイントを認識できる記載内容となるように指導されたい。</p>	

(措置の内容)

(意見)

- 1 今後は、既存のチェック表の活用等により確認体制の強化を図り、積算精度の向上に努めるとともに、確認者、確認内容及び修正内容等の経過が追跡可能となるよう整理方法を統一し、組織的な確認体制の運用を図る。
- 2 今後は施工計画書の作成にあたり、該当工事において重点的な管理を要する工種や特殊な作業を明確に抽出し、施工上の課題や管理のポイントを具体的に記載するよう指導を行う。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
上下水道部 上下水道政策局 下水道工務課	令和8年3月31日
<p>浜桜井地区公共下水道工事（3・4工区R7-1）</p> <p>（監査の結果）</p> <p>（指摘）</p> <p>1 防菌加工の特殊マンホールの製作及び関連工事におけるマンホール内の圧送ポンプ制御盤の製作に時間を要し、工事進捗が大幅に遅れている（1月末時点で出来高20%）ことから、今後、工期を2～3か月延伸する予定であるとの説明を受けた。</p> <p>昨今、製造メーカーは人手不足により材料入手や製品の製作に想定以上の日数を要している。このような状況を鑑みて特殊材料だけでなく、工事計画段階で特殊材料の納期確認を行って工事発注時期や工期設定に考慮するべきであったと考える。</p> <p>今後は、計画段階で材料の納期確認を行い、施工に着手してからの安易な工期延伸を避ける管理を行ってほしい。</p> <p>（意見）</p> <p>1 積算結果の精査について「誰が、何を、どのように」確認するのかをマニュアル化するとともに、精査結果の記録を残すことで、技術的なノウハウの蓄積と技術の伝承、積算精度及び信頼性、透明性の向上を図られたい。</p> <p>2 本工事は、沿道に民家があり交通量の多い道路における開削工事で、歩行者や交通量が見込まれる箇所であることから、日々施工完了箇所を「アスファルト合材による仮復旧」を施工する必要がある。日々の仮復旧に関して特記仕様書に記載がなく、積算においても全体の仮復旧の計上のみで日々の仮復旧は計上されていない。</p> <p>交通量が多い道路、または民家に近接している工事個所で開削工事を施工する場合には、施工完了スパン毎に仮復旧を計上し、特記仕様書に明記してほしい。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>（指摘）</p> <p>1 近年の資材調達や製作期間の長期化を踏まえ、計画段階の資材納期の確認にとどまらず、事業計画段階や積算段階等の各段階で主要資材や特殊資材の納期を確認する。</p>	

これらの調査結果を整理し工期設計に反映することで、実態に即した工程計画を策定し、施工着手後の工期延伸の防止を図る。

(意見)

- 1 設計書確認では、確認者の役割分担を明確化するとともに、確認事項を整理したチェック様式を作成する。これを運用し、各段階の確認内容、修正内容及び判断理由を記録することで、確認漏れや重複を防止し、ノウハウの蓄積と技術伝承を図る。
- 2 現場条件を踏まえ、日々の掘削後の仮復旧の必要性について設計段階で十分検討する。特に必要と認められる箇所では、適正に積算計上した上で発注工事特記仕様書において掘削工事完了後、直ちに仮復旧が必要である旨を明示する。また、施工前に受注者へ周知・指導を行い、確実な履行と安全確保を図る。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
上下水道部 上下水道政策局 越智諸島事業所	令和8年3月31日
<p>宮窪配水池整備工事（造成）／越智諸島事業所</p> <p>（監査の結果）</p> <p>（意見）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積算結果の精査について「誰が、何を、どのように」確認するのかをマニュアル化するとともに、精査結果の記録を残すことで、技術的なノウハウの蓄積と技術の伝承、積算精度及び信頼性、透明性の向上を図られたい。 2 当該現場は樹木伐採後に切土を施工する箇所であり、大雨、強風等の異常気象が予想されることから、異常気象時の「作業中止基準」と「緊急時の資機材の手配」についての記述を指導してもらいたい。 3 一部、法肩からの墜落・転落の危険がある箇所が見受けられるので、ピン柵による注意表示だけでなく当該箇所に立ち入らない措置を施して、墜落・転落災害を防止してもらいたい。 4 気候が乾燥時期でもあることから、火気の不始末による山火事を発生させることのないように、残り火の消火確認及び喫煙の管理を確実に行ってもらいたい。 	
<p>（措置の内容）</p> <p>（意見）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複数の職員による確認を実施するとともに、チェック表（検算日時、設計者名、検算者名、積算の確認事項一覧）を作成・活用することにより、確認体制の強化を行いました。併せて、精査結果を記録として残すことで、積算精度及び信頼性、透明性の向上を図ります。 2 請負者に対し、作業中止基準を設定するよう指導するとともに、異常気象時におけ 	

る「作業中止基準」および「緊急時の資器材の手配」について、施工計画書に記載するよう併せて指導を行ないました。

3 墜落、転落等の危険性がある箇所については、ピン柵による注意表示のみならず、バリケード、カラーコーン、コーンバー等を設置し、危険箇所へ立ち入らないための措置を二重に講じるよう指導しました。これを踏まえ、現場において事故防止対策を実施しました。

4 請負者に対し、現場における火気使用および喫煙者の有無について聞き取りを行ない、いずれも該当がないことを確認しました。併せて、今後本現場において火気を使用する場合には、現場代理人が消火確認を行うことをルール化するよう指導しました。さらに、喫煙者がいる場合には喫煙場所を明確に定め、喫煙場所以外での喫煙を防止するとともに、作業員に対し火の始末の徹底を図るよう依頼しました。